

# 平成25年度 事業計画

## 経営

平成25年度は、公益財団法人移行後の実質的な3年目である。当財団の使命である区民の健康の保持推進、障害者・児の自立支援に一層寄与するために、経営方針・経営理念のもと培ってきたノウハウを高め、積極的な財団経営を行っていく。

### 経営方針

- 1 事業活動を通じ、健康な地域社会の形成と区民福祉の向上に寄与する。
- 2 蓄積されたノウハウとマンパワーを活かし、時代の変化に対応したサービスを創造し区民に提供する。
- 3 区行政及び関係機関・団体と密接に連携し、効果的な事業展開をする。
- 4 合理的な経営により、経営基盤を確保する。

### 経営理念

- 1 常に、世田谷区民の健康及び障害者福祉の確保・増進を先導する気概と叡智をもった財団を目指す。
- 2 常に、優れた指導理念と実効性に支えられたサービスを提供するとともに、区民の活動を全区的に支援し、財団の存立意義を高める。
- 3 常に、創意と工夫により自主財源の拡大と運営の効率化に努め、経営基盤の拡充整備を図る。

## 1 平成25年度基本方針

世田谷区では梅ヶ丘病院跡地において、保健・医療・福祉の拠点機能を整備することとし、平成31年度の開設に向けて鋭意準備を進めている。その中で区立保健センターは跡地へ移転し、平成30年度末で廃止となる区立総合福祉センター機能の一部も担うものとされている。

こうした状況のなか、平成31年度以降も当財団が区立保健センターの維持・運営を担うべく、経営面をはじめとして財団運営全般の改革が必要となってきた。当財団としては、あらためて設立目的に立ち返り、梅ヶ丘での拠点機能を十二分に果た

すべく、全ての事業の総点検はもとより、組織や人事給与制度の見直しまでを視野に入れた経営改革に、計画的に取り組んでいく。

(1) 公益財団法人として

公益財団法人にふさわしい社会貢献・地域貢献が発揮できる新規事業の開拓や公益的な価値あるサービスの構築に努めるとともに、事業効果や効率性及びサービスの向上の観点から事業を継続的に見直していく。

さらに財務面においては、公益目的事業比率や収支相償などの公益財団法人としての条件を維持するため、事業ごとの収益・費用を把握しつつ、公益目的事業を補完し財団経営の基盤を支える収益事業の強化を目指す。

(2) 指定管理者として

第三期の指定管理者として、人事・組織など経営基盤の強化を図り、安定性と信頼性のある経営を目指す。

加えて、梅ヶ丘拠点整備の状況を見据え、これまで長年実施してきた指定管理事業（がん検診・健康増進事業）の実績と成果（精度管理の向上、地域活動の充実）等、財団の強みを発揮することでより効果的な事業展開を進める。

(3) 総合福祉センターについて

障害者総合支援法の施行やこれまでの児童福祉法により、区と連携し区立総合福祉センターの機能の見直しと充実を進めるとともに、梅ヶ丘病院跡地における新区立保健センターでの事業展開に向けた準備を開始する。

(4) 諸団体との連携

医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体との連携を深めるとともに、10万人以上の区民が加入する協会けんぽ、大学やNPO、地域団体、健康関連グループ、区関連の法人等との相互交流、連携を深め、事業の充実や幅広い情報発信、協働による調査研究に努める。

## 2 経営改革の方向性

財団ではこれまでに「保健センター経営ビジョン」「区総合福祉センターのあり方」を基本に、区の外郭団体改善計画の趣旨に沿った経営改善に取り組んできた。今後はさらに「基本方針」で示した経営改革に鋭意取り組んでいく。

#### (1) 人事制度

24年度は、有期の常勤職員である契約職員制度を導入するとともに、高年齢者雇用安定法の改正を考慮した再任用職員制度の導入など人事制度を整備し、中期的な人材確保の制度設計を行った。

25年度はこのことを踏まえ、今後の定年退職者の増加を視野に入れるなど、中長期的な人事計画を策定していく。

#### (2) コンプライアンス

公益財団法人として当然求められるコンプライアンスについては、職員研修を徹底していくとともに、日頃の業務の中で事故につながる可能性がある事例を収集し、防止策の検討・実施に向け安全委員会等の仕組みを整備する。

特に個人情報については、法の趣旨に則り、適正かつ高い規範意識を持って取扱い、個人の権利の保護に努めていく。

#### (3) 効率的経営

適正な公益目的事業比率や収支相償を保ちつつ、併せて増収につながる営業面の工夫や業務の効率化による経費の縮減を図るなど、収入及び財源確保に努めることで、経営基盤の強化を図る。また、法人運営に必要な引当資産（退職給付積立）や経営安定積立金等の特定資産を確保・維持し、安定した財団経営の継続に努めていく。

財務管理についても監事による期中監査を継続するとともに、毎月の公認会計士による指導のもと、公益法人会計の健全な運用とさらなる管理体制の充実に努める。

### 3 円滑な運営

#### (1) 利用者の声の活用

財団では利用者の声を運営に反映させるため17年度より利用者アンケートを実施分析し、事業の改善に取り組んでいる。25年度においても継続し、利用者満足度の高い事業運営に取り組む。また、苦情についても改善の機会ととらえ、サービス向上に生かしていく。

#### (2) 広報

区民の健康増進や意識の高揚について財団の広報事業は有効であり、区の公共サービスにおいても貴重な健康情報源といえる。25年度も「げんき人」など広報事業については費用対効果を勘案しつつ継続していく。

### (3) 環境への配慮

区では新たな環境マネジメントシステムとしてE C Oステージ世田谷に取り組み始めた。指定管理者として区立施設の維持管理を担っている当財団においても環境配慮行動が必要であり、施設管理以外の運営においても環境配慮行動を徹底していく。

### (4) 防災対策

東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、災害時に財団職員が施設内にとどまる備えとして、備蓄物品の充実を図るとともに、災害対応についての職員の研修、防災訓練を充実させていく。

## 4 人材育成と向上

当財団では、保健・福祉・医療の専門職が多数在籍し、区民・利用者へのサービスを展開している。親切で丁寧な対応を心掛けるとともに、専門性の高さや安全面における信頼性を維持していくことで、安定した利用者の確保を目指す。

また専門職の積極的な学会・研究会参加を奨励し、高度な技術の習得や研究成果の発表にも力を入れていく。

今後も優れた人材の定着と育成に努め、特に保健・医療分野においては新たな検査手法や診断技術の導入、分析評価を図るなど、区民や医療関係者の要望に応えられる人材を確保していく。

25年度も、公益財団法人として望まれる職員の育成のため、良好な職場環境の形成や事務能力の向上、専門的知識技術の習得のための派遣、実習、研修など積極的に実施する。

## II 事業の内容及び規模

### 1. 事業構成

平成 25 年度の事業計画においても、公益財団法人としての本来事業である公益目的事業と、その公益目的事業に資するために行う収益事業に区分している。

### 2. 平成 25 年度の事業方針

平成 25 年度は、区の「健康せたがやプラン（第二次）」のもと第三期指定管理者の 2 年目として、梅ヶ丘病院跡地への移転を踏まえた既存事業の再点検と、新たな事業展開に向けた検討・着手の時期といえる。

また、公益財団法人として収支バランスの維持を図るため、事業計画数の着実な達成と、将来展望を踏まえた経営改革を進め、当財団の使命を果たすため一層の事業開発や研究に取り組む。

### 3. 公益目的事業

#### 公益 1 世田谷区民の健康の保持増進を図る事業 (保健センター事業)

#### (1) 区立保健センターの維持管理運営（定款第 4 条第 1 号事業）

区立保健センターの指定管理者として、施設・設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行う。

#### (2) がん検診事業（定款第 4 条第 1 号事業）

##### ① 保健センター及び検診車による胃がん検診

40 歳以上の区民を対象に、保健センター及び検診車で X 線撮影法による集団検診を実施し、必要な人には医療機関と連携して精密検査の受診を勧奨する。また検診後の精度管理を実施する。

項目	内容	本年度計画		参 考	
		実施回数	人 員	24 年度計画	23 年度実績
胃がん検診	X 線撮影	検診車 370 回 施設 250 回	15,000 人	15,000 人	13,719 人

## ②保健センターでの乳がん検診

40歳以上の区民（女性）を対象に行われている乳がん検診において、マンモグラフィ（乳房X線撮影）受託機関として、撮影及び読影を実施する。

項目	内容	本年度計画		参考	
		実施回数	人員	24年度計画	23年度実績
乳がん検診	マンモグラフィ	150回	1,000人	1,400人	1,199人

## (3) 健康増進事業（定款第4条第1号事業）

### ① 健康度測定、運動負荷測定、健康増進指導等による多様な健康づくり

健康の維持及び積極的増進を図るため、18歳以上の区民を対象とし、各種検査と医師の指導による健康度測定を実施し、さらに栄養・運動・休養の観点から総合的な助言・指導を行う。また、受診者の内の希望者や医療機関からの依頼により、望ましい運動強度の目安を示し実践による運動負荷測定を行う。健康増進指導では、健康増進のための実践学習の機会として、各種健康教室を実施する。25年度は、専門性を活かした「生活習慣病の予防」「こころの健康づくり」「手軽な健康づくり」など、テーマに応じた教室を引き続き企画実施する。

また、壮年期世代を対象にした夜間・土曜教室の開催に加えて、新たに健康づくりに取り組む区民を増やすため、気軽に参加しやすい体験型短期教室を充実させる。

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
健康度測定	1,680人	1,700人	1,875人
運動負荷測定	150人	150人	152人
健康増進指導	延 10,800人	延 11,000人	延 13,221人
壮年期健康づくり教室	48回	49回	63回

### ②保健センターから専門職員の派遣による地域での健康づくり支援

区からの依頼により、区の健康づくり事業や行事及び区民による自主的な健康づくり活動に運動指導員等の専門職員を派遣し、運動の実施指導等により地域での健康づくりを支える。25年度は、地域の健康づくりイベントで体脂肪量や骨格筋量の測定をより充実させ、メタボリックシンドローム予防や介護予防に対する意識を高める。

項目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
実 地 指 導	1,120 回	1,150 回	1,144 回
健康づくり支援	100 回	100 回	103 回
出張健康チェック	10 回	10 回	8 回

区の壮年期世代の健康づくりを支援する講座に管理栄養士、運動指導員等を派遣する。25 年度は新規者の拡充をめざし、新たな地域での地域講座を展開する。

項目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
区講座への派遣	10 回	10 回	5 回
地 域 講 座	8 回	8 回	6 回

### ③健康づくりを支援するリーダーの養成・活動支援

平成 25 年度は、地域の健康づくりグループに対し、保健センターの運動指導員に代わって体操等を指導することができるリーダーを養成し、自主的な健康づくり活動を支援する。また、これまでに養成した 67 名のリーダーの指導技術維持向上を図るため、研修会（講座及び指導実習）を実施し、相互の交流を図るためのリーダー交流会を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
リーダ ー 養 成	10 名	—	認定 14 名
上級リーダー養成	—	10 名	—
研修会（講座）	10 回	10 回	10 回
研修会（指導実習）	30 名	50 名	50 名
リーダ ー 交 流 会	6 回	6 回	6 回
リーダーによる実地指導	320 回	320 回	318 回

※リーダー養成と上級リーダー養成は隔年実施

#### ④生活習慣病の重度化予防を推進する取り組み

平成 25 年度も前年度に引き続き、生活習慣病のリスクがある区民を対象として、合併症の発症や症状進展など重度化予防のための事業を展開する。

なお、実践セミナーは全てを各地域での開催とする

項 目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
地域出張健康測定・個別相談会	4 回	2 回	—
重度化予防のための実践セミナー	8 回	8 回	—

#### (4) 健康教育事業（定款第 4 条第 1 号事業）

##### ①各種健康イベントや健康情報の発信により地域の健康づくりの基盤を広げる。

世田谷区、世田谷区医師会、玉川医師会、世田谷区歯科医師会、玉川歯科医師会、世田谷区薬剤師会、玉川砧薬剤師会との共催により、各種の講演会、相談会、指導を行う。

項 目	共 催	本年度計画	参 考	
			24 年度計画	23 年度実績
区民のための健康教室	世田谷区医師会・区	4 回	4 回	4 回
区民のための糖尿病教室	玉 川 医 師 会 ・ 区	1 回	1 回	2 回
歯っぴいフェスタ	世田谷区歯科医師会 玉川歯科医師会・区	1 回	1 回	1 回
くすりと健康のつどい	世田谷区薬剤師会・区	1 回	1 回	1 回
薬の講演会	玉川砧薬剤師会・区	1 回	1 回	1 回
心の健康づくり講習会	—	2 回	12 回	12 回
講演会・講習会	—	1 回	1 回	2 回



## ②健康情報の発信と保健センターまつり

健康情報の普及啓発を図るためには、様々な方法を駆使した情報の発信が欠かせない。健康情報紙（誌）「げんき人」はタブロイド判（全戸配布）、A4判（窓口等で配布）を発行し、ほかに地域商店街、小中学校（保護者）、区内団体、企業、医療機関等へ健康情報の提供など啓発活動を行う。

保健センター内の掲示板を利用した地域健康づくりサークル活動や公共運動施設のイベント等の紹介を行う。

また、保健センター事業のPR及び利用者の交流の場の提供や新たな利用者の開拓のため、地元商店街や健康づくりグループと協力し、健康づくりについての幅広い知識の普及・啓発のため、「保健センターまつり」を開催する。

項目	回数等	備考
健康情報紙（誌） 「げんき人」の発行	タブロイド判3回	新聞折り込み 6月、10月、2月 全戸配布ほか 285,000部
	A4カラー判1回	公共施設等窓口で配布 3月 20,000部
保健センターまつり	年1回日曜開催	24年度参加者（延）1,392人
その他の啓発活動	随時実施	

## ③健康教育指導と団体支援

継続的な運動の機会を提供するとともに、区民の健康づくりを支援する。

おもに壮年期世代を対象にした第2、第4土曜日のマシントレーニングコースの充実を図り、区民の健康づくりを支援する。

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
運動コース	440回	440回	437回
マシントレーニング	12,500人	12,500人	13,251人

また、町会など地域の団体等からの要請により専門職員を派遣し、健康増進や介護予防等についての測定及び実技指導を行う。

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
出張指導 (職員派遣 延人数)	168人	176人	160人

#### ④大学等との連携と地域健康づくりグループとの交流

大学と協働で、健康づくりに関するデータ解析による調査研究を充実させるとともに、連携による健康づくりイベントを開催する。

健康づくりや医療に携わる専門教育を受けている学生の現場実習を受け入れ、将来の健康づくり従事者の支援育成に寄与する。

また、地域の健康づくりグループとの交流によりネットワークを深め、新たな健康づくりを強化創造する。

#### ⑤特定保健指導事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、区からの委託を受け、特定保健指導対象者に対して保健指導を行う。25年度は区がコールセンターを設けるなど、指導対象者へのアプローチを見直し、利用者拡大に向け大きく手法を変更することを受け、計画数を増やしている。

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
積極的支援	40人	20人	10人
動機づけ支援	160人	60人	47人

## ⑥新しい地域の拠点づくり

池尻2丁目に新たに開設する区立健康増進・交流施設の指定管理者である共同事業体の構成員として、運動室を中心としたスタッフの研修やプログラムの監修等を担当する。財団の持つ高い専門性や指導ノウハウを活用しながら、健康づくりを実践する新しい地域拠点として定着するよう分担業務に努める。

開設初年度となる25年度は、区との指定管理者の協定に基づき、次の内容を担当していく。

### 〔運動室のプログラムの監修〕

幅広い層の区民が楽しくかつ安全に運動ができるよう、年間を通して開催するヨーガ、エアロ、中国式体操、ストレッチをはじめとする各種プログラムの監修を行う。

### 〔運動室スタッフの研修〕

運動室を運営する共同事業体のスタッフに対し、当財団の持つ指導ノウハウが習得できるよう、研修の受け入れを行い、総合的な指導ができる人材を育てていく。

### 〔健康達人マイスターの養成〕

健康づくりを楽しみながら段階的に学ぶ講座を開催し、全てのコースの終了者を「健康達人マイスター」として認定するとともに、周囲との交流を深めることに繋げていく。

マイスターは2年をかけて養成し、初年度は実践講座（30人参加）年3回、専門講座（45人参加）年1回をおこない、10人の養成を目指す。

### 〔健康相談室の運営〕

医療系スタッフ等の専門職を派遣し、運動や食生活など健康に関する相談室を月1回程度開催する。

### 〔健康講座の企画運営〕

財団のこれまで各種の健康講演会・講習会の開催経験を活かし、健康づくりの公開講座を計画・開催していく。25年度は年間3回の実施を企画する。

**公益 2 心身に障害を有する区民の福祉の増進を図るために実施する事業  
(総合福祉センター事業)**

**(1) 区立総合福祉センターの維持管理運営 (定款第 4 条第 2 号事業)**

区立総合福祉センターの指定管理者として、区立総合福祉センターの施設・設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行う。

**(2) 相談支援事業 (定款第 4 条第 2 号事業)**

平成 24 年 4 月より世田谷区基幹相談支援センターを設置し、年齢、障害の種別に関わりなく、障害者(児)・家族等への相談支援を実施する。

また、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、世田谷区自立支援協議会の事務局や、区内の相談支援事業者の連絡会の開催及び地域相談支援センターの連絡会等への参加を通し、地域の相談支援体制の連携強化に取り組む。

さらに、障害者ケアマネジメント等研修を実施し、地域の相談支援に従事する人材の育成を行う。

① 相談支援

項 目	本年度計画	参 考	
		24 年度見込	23 年度実績
相談件数	(実人数) 280 人 (延件数) 390 人	280 人 390 人	— —

② 自立支援協議会の開催

項 目	本年度計画	参 考	
		24 年度見込	23 年度実績
自立支援協議会	2 回	2 回	—
同 運営会議	16 回	10 回	—

③ 人材育成

項 目	本年度計画	参 考	
		24 年度見込	23 年度実績
研修実施	100 人	63 人	—

(3) 機能訓練事業 (定款第 4 条第 2 号事業)

①成人機能訓練

心身の機能に障害のある成人を対象に、障害者総合支援法に位置づけられない指導・訓練事業のほか、自立訓練の契約開始までの指導や契約終了後のフォローを行う。

項 目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
成人機能訓練	個 別 (実人員) 500 人 (延人員) 1,600 人	500 人 1,600 人	405 人 1,645 人
	グループ (実人員) 40 人 (延人員) 500 人	40 人 500 人	50 人 632 人

② 障害者総合支援法 自立訓練

自立の促進、生活の質の向上等を図るため、障害者総合支援法による自立訓練 (生活訓練・機能訓練) を実施する。

項 目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
自 立 訓 練	個 別 (実人員) 70 人 (延人員) 2,000 人	70 人 2,000 人	67 人 2,393 人
	グループ (実人員) 40 人 (延人員) 1,500 人	40 人 1,500 人	37 人 1,502 人

### ③児童機能訓練

発達の遅れや障害のある乳幼児・学童を対象に、心身の豊かな成長を促し、日常生活の自立に必要な能力や社会性を育てていくため、相談・評価・訓練等を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		24年度計画	23年度実績
観 察 評 価	(延件数) 2,500 件	2,500 件	2,600 件
児童機能訓練 (継続相談)	個 別 (実人員) 300 人	300 人	294 人
	(延人員) 700 人	700 人	981 人
	グ ル ー プ (実人員) 125 人	125 人	145 人
	(延人員) 320 人	320 人	332 人

### ④児童福祉法 児童発達支援事業

発達の遅れや障害のある乳幼児を対象に日常生活に必要な能力や社会性を育てるため、児童福祉法による発達支援事業を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		24年度計画	23年度実績
児童発達 支援事業	個 別 (実人員) 550 人	550 人	575 人
	(延人員) 5,020 人	5,020 人	5,779 人
	グ ル ー プ (実人員) 140 人	140 人	148 人
	(延人員) 3,790 人	3,790 人	4,142 人

### (4) 交流等地域支援 (定款第4条第2号事業)

障害のある人もない人も、地域社会で共に生き、社会参加や生活の充実が図れるよう、各種講習会や行事の実施など交流の場と機会を提供する。

また、児童福祉施設や障害者福祉施設等の依頼によりスタッフを派遣し、施設職員に対する技術援助を行うなど地域支援を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		24年度計画	23年度実績
交 流	講習会等参加者 2,800 人	2,800 人	1,446 人
技術支援	受託事業 485 回	485 回	548 回
	個別支援 90 回	90 回	152 回
研 修	1,000 人	1,000 人	1,378 人

#### (5) 高齢障害者支援事業（定款第4条第2号事業）

介護保険制度における通所リハビリテーションを高齢障害者支援として総合福祉センターで実施する。なお、当該事業は平成25年度で終了予定。

（訪問リハビリテーション事業は平成24年度末で終了）

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
通所リハビリテーション	（実人員） 120人	180人	181人
	（延利用人員） 3,600人	5,200人	5,806人

#### 4. 収益目的事業

##### 収益1 財団規程等に基づく健康診査・検査事業、地域医療を支援する事業 (保健センター事業)

##### (1) 保険診療等による検査事業(定款第4条第3号事業)

地域医療の後方支援を目的として、医療機関からの依頼を受け、保険診療による各種精密検査を実施する。

##### ①胃

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
内視鏡検査	1,800件	1,800件	1,788件
病理組織検査	650件	650件	527件

##### ②大腸

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
内視鏡検査	350件	350件	266件
病理組織検査	120件	120件	119件

##### ③乳房

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
一般撮影	450件	450件	272件
スポット撮影	50件	50件	51件
超音波検査	500件	500件	311件
細胞診検査	50件	50件	21件



④子宮

項目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
細胞診検査	100 件	100 件	123 件
内視鏡検査	100 件	100 件	122 件
病理組織検査	100 件	100 件	124 件

⑤一般精密

項目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
M R I 検査	2,300 件	2,300 件	1,906 件
C T 検査	2,300 件	2,300 件	1,845 件
腹部超音波検査	250 件	250 件	231 件

⑥心臓

項目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
ホルター型心電図検査	50 件	50 件	22 件
超音波検査	180 件	165 件	187 件

(2) 検体検査事業 (定款第 4 条第 3 号事業)

①子宮

区が 20 歳以上の女性を対象に実施した検診で、指定医療機関が採取した頸部・体部細胞検体を検査し、結果を医療機関に通知する。また、検査後の精度管理を実施する。平成 26 年度にベセスダシステムへの完全移行が予定されている。円滑に移行できるよう、区と連携して必要な準備を行う。

項目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
細胞診検査 (頸部)	24,000 件	24,000 件	24,216 件
細胞診検査 (体部)	2,300 件	2,300 件	1,957 件

## ②大腸

40歳以上の区民を対象に便潜血検査を行い、検査結果を受診者に通知し、陽性者に対しては、医療機関と連携して精密検査の受診を勧奨する。また、検査後の精度管理を実施する。

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
便潜血検査	21,000件	21,000件	19,083件

## ③医師会委託大腸がん検診精度管理

区が地区医師会に委託している大腸がん検診について、追跡調査等の精度管理を実施する。

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
大腸がん検診精度管理	40,000件	—	—

## (3) 財団料金規程等による事業（定款第4条第3号事業）

公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業を実施する。

25年度は、24年度に続き区内の中小企業の就労者を対象とした健康増進プログラムと、生活習慣病のリスクがある区民のために個別支援を継続試行する。

主な項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
小中学生 心臓検診精密検査	100人	100人	118人
企業健診	2,000人	1,800人	1,917人
個人健診	400人	400人	593人
脳ドック	192人	192人	186人
動脈硬化検査	1,000人	1000人	1,061人
体成分分析測定	50人	50人	117人
骨密度測定	300人	150人	—
区内中小企業就労者対象 健康増進プログラム	試行	試行	—
生活習慣病リスク者の 個別支援	試行	試行	—

**収益 2 障害者支援者及び技術提供事業  
(総合福祉センター事業)**

**(1) 住宅改造アドバイザー事業 (定款第 4 条第 4 号事業)**

自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者宅を訪問し、住宅の改修相談に応じる理学療法士等を派遣する。

項 目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
住宅改造アドバイザー派遣	200 回	280 回	269 回

**(2) 障害者施設等技術支援事業 (定款第 4 条第 4 号事業)**

障害者のいる高齢者施設に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行う。

項 目	本年度計画	参 考	
		24 年度計画	23 年度実績
専 門 職 員 派 遣	160 回	160 回	183 回